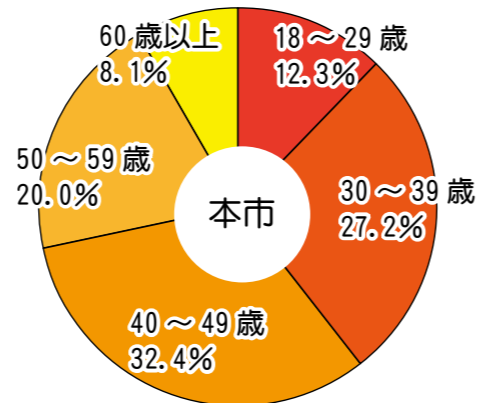
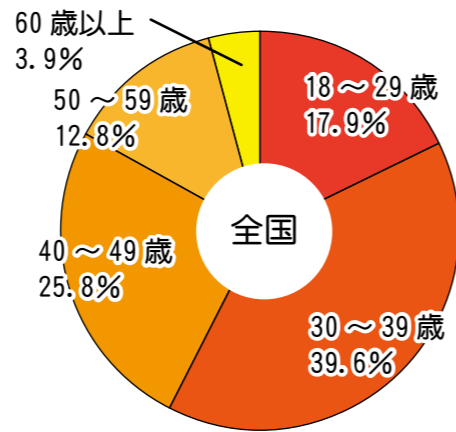


消防団の管轄区域

名称	管轄区域	
消防団本部		
川之江方面隊	方面隊本部	
	川之江分団	川之江町
	金生分団	金生町
	上分分団	上分町
	金田分団	金田町
	川滝分団	川滝町・柴生町・下川町
伊予三島方面隊	妻鳥分団	妻鳥町
	方面隊本部	
	松柏分団	村松町・上柏町・下柏町
	三島第一分団	上町・西町・金子町・浜町・川原町・真古町・本町
	三島第二分団	東町・八幡・立石・中曽根町・中之庄町・具定町
	寒川分団	寒川町
	豊岡分団	豊岡町
	富郷分団	富郷町
金砂分団	金砂町	
土居方面隊	方面隊本部	
	関川分団	上野・北野
	土居分団	土居・入野・畑野・浦山
	小富士分団	中村・小林・藤原
	長津分団	津根・野田
	天満分団	天満
新宮方面隊	蕪崎分団	蕪崎
	方面隊本部	
	新宮第一分団	新成
	新宮第二分団	新宮
	新宮第三分団	中山
	新宮第四分団	西庄（中村及び中上を除く）
	新宮第五分団	中村・中上・杉谷・中野・東北浦
新宮第六分団	寺内（中野及び東北浦を除く）	

消防団員の年齢構成



消防団員の募集

18歳以上で本市に居住しているか、または、勤務している人なら、男女問わず入団することができますが、規則により各分団の定員などを定めています。

【防災・減災に向けた取り組み】 消防団は地域防災の要です



四国中央市操法大会

◆消防団を知ろう！

全国で地震や風水害などの大規模災害が多発し、地域に密着した防災組織の要である消防団の必要性は年々高まっています。

しかし、全国の消防団員数は減少し続け、本市でも団員の確保に苦慮しています。本市の消防団員の年齢構成を全国平均と比べてみると、次ページの円グラフのように、若い世代の団員が少なく高齢化が進んでいることがわかります。

そこで、地域にとって必要不可欠な存在である消防団の活動を紹介します。

◆消防団とは

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。全国では約88万人、本市では1267人（平成26年1月1日現在）の消防団員が、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

◆消防団員の身分

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防本部や消防署とは異なり、

日頃は各々の職業に就きながら、火災や災害発生時には自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。災害活動においては公的な活動をすることから、消防団員としてなすべきこと、守らなければならないことなどが条例や規則などで定められています。

消防団員で一定期間以上勤務して退団した際には、退職報償金が支給されます。また、活動に必要な被服などが貸与されます。国などさまざまな機関による功労に応じた表彰制度があります。また、消防団活動中に負傷した場合、公務災害として補償されます。



◆消防団の活動

火災発生時における消火活動だけでなく、地震や風水害といった災害発生時における救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防備などさまざまな現場で活躍しています。

また、災害発生時だけでなく、平常時においても火災や災害に対応するための訓練や車両・資機材・水利などの整備点検、火災予防活動や警戒など、災害時以外にも地域における消防力・防災力の向上において必要不可欠な存在です。

◆消防団協力事業所表示制度

勤務時間中の消防団活動への便宜、消防団員を複数雇用しているなど消防団活動に積極的に協力している事業所に対し、市から消防団協力事業所表示証を交付する制度です。この制度は、消防団活動に積極的に協力している事業所が、本表示証を掲示する事でその事業所の社会的貢献を広くアピールしていただくことと合わせて、消防団員の活動などへの理解を深めていただく目的もあります。



◆消防団員応援プロジェクト

平成26年4月より「えひめ愛顔で消防団員応援プロジェクト」が県下全域で始まります。具体的には登録していただいたお店を消防団員が利用する際、会員証を提示すれば、何らかの特典が受けられるというものです。お店にとっては、消防団活動への協力によるイメージアップや店舗の紹介にもなり、集客アップも期待できます。一方消防団員は、本人だけでなく家族や一緒にきた友人なども特典を受けられます。消防団員と地域との結びつきが強まり、さらには将来の消防団員数の確保につながる一つのきっかけづくりにもなります。なお、1月よりお店の事前登録が開始されています。

◆ 自助・共助を見つめ直そう！

災害が大きくなるほど、「自助」「共助」が大きな力を発揮します。自分自身が被災しなければ家族や地域を守ることができません。「その時」、あなたが救出されるのではなく、救出する立場になれるよう、一人ひとりの防災意識を高めていきましょう！

◆ 自分を守ろう！ ～自助～

■ 備蓄

いざという時に備え、非常持出品や備蓄品を家庭内に蓄えておきましょう。

○避難するとき備えておく良い「非常持出品」

懐中電灯、ラジオ、乾電池、非常食、飲料水、救急医薬品、常備薬、現金、保険証、ヘルメット（防災ずきん）、ウエットティッシュ、軍手、衣類、缶切り、ライター、紙おむつなど



○自宅などで生活するための備蓄品（7日分程度）

レトルト食品などの食料、飲料水（1人当たり1日3リットルを目安）、生活用品（カセットコンロ・カセットボンベ、毛布、衣類、トイレットペーパー、ビニール袋、ラップ、生理用品など）、工具類（スコップ、ボール、のこぎりなど）、簡易トイレ、カイロなど



■ 自宅の安全対策

阪神・淡路大震災では、倒れてきた家具の下敷きになり、たくさんの方が被害に遭いました。大きな地震が発生した時には、家具などは必ず倒れてくると考え、あらかじめ防災対策を講じておくことが大切です。

○ 転倒防止対策など

室内にある家具やテレビ、電子レンジなども災害時には凶器となります。家の中を再確認して、転倒防止金具の取り付けやガラスの飛散防止などの対策をしておきましょう。

○ 寝室での準備

寝室には、できるだけ家具を置かないようにし、家具を置く場合には、家具が倒れてけがをしたり、出入り口をふさいだりしないよう転倒防止金具を取り付けるなどの対策をして

おくとも家具の配置や向きを工夫しましょう。また、就寝中に停電となったとき、安全に避難するため、寝室にも懐中電灯や割れたガラスなどの破片だけがを防ぐため、スリッパを手の届くところに備えておきましょう。また、建物や家具の下敷きになった場合に救助を求めるためのホイッスルなども併せて準備しておくことが安心です。



○ 家の耐震対策

大きな地震の時には、家屋が倒れないことが重要です。家屋の耐震化をしておくことで被害を大幅に減らせます。建物の被害が少なければ、地震の後も自宅に留まることが可能となります。安心して暮らすため、家屋の耐震化をしておきましょう。耐震化診断などの補助もありますので活用してください。

■ 避難

○ 安全な場所へ

緊急地震速報が発表されたり、大きな揺れを感じたら、丈夫な机やテーブルの下に身を隠し、まずは落ち着いて身の安全を確保しましょう。震度7の激しい揺れ

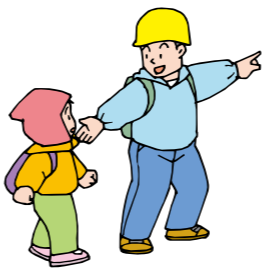


では歩くこともままなりません。揺れが落ち着いたら、割れたガラスの破片などがをしないよう落下物に注意しながら家の外に出て、近くの広場などに一時的に避難するなど、身の安全を図ってください。

○ どのまなか・避難panaか

建物の崩壊など、身の危険が迫っている場合や避難勧告、指示などの呼び掛けがあった場合には、近くの一時避難場所などに避難しましょう。円滑な避難を行うためには、日頃から自分の地域の避難場所や避難ルート、家族との連絡方法などを確認しておくことが大切です。避難後、直ちに必要と思われる物品については、あらかじめ非常用持出品袋などに入れておき、すぐに持ち出せるよう準備しておきましょう。また、家にとどまる場合に備え、家族全員が7日間程度生活できるよう食料品や飲料水などを準備しておきましょう。

避難する時には、親戚などの緊急時連絡先や、かかりつけ医などに加え、血液型や持病などを記載した避難カードをあらかじめ作成しておき、持っておくと良いでしょう。



◆ 地域で支え合う！ ～共助～

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの方々が家族や隣人など身近な人たちによって助けられました。生き埋めになった場合の生存率は72時間を超えると急激に下がることから、災害発生時に地域で助け合う「共助」が非常に大切です。自治会や自主防災組織などによる防災訓練などを通して、日頃から地域の絆を深めておきましょう。

○ 自主防災組織の取り組み

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主防災組織が結成されています。各自主防災組織では、地域の防災力強化を図るため、市の防災訓練への参加に加え、日頃から独自に消火訓練や避難訓練などを定期的に行っている組織が多数あります。南海トラフ地震などの大災害時に自分を守り、また、地域を守るため、自主防災組織を結成し防災意識を高めていきましょう。



○ 災害時の支援協力体制の強化

市では、大災害時に人的・物的支援を得るため、近隣市町や市内の店舗、各種組合などと応援（支援）に関する協定などの締結を進めています。各自主防災組織においても、地域の企業と協力関係を結び、合同訓練を実施するなど普段からの地域のつながりを通して、被害の減少につなげていきましょう。

協定名	締結先
大災害発生時の医師の出勤に係る協定	社団法人宇摩医師会
重大事故等に係る医師の現場往診協定	長谷川病院・HITO病院・加地医院・豊岡台病院
災害ボランティア活動支援等に関する協定	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における救援物資提供に関する協定	香川ペプシコーラ販売株式会社
災害時における防災活動への協力に関する協定	イオン株式会社西日本カンパニー
災害時等における物資供給協力に関する協定	株式会社フジ、株式会社ママイ、株式会社マルナカ三島店、株式会社マルナカ土居店、生活協同組合コープえひめ
災害時における協力に関する協定	公益社団法人四国中央市シルバー人材センター
災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	社団法人愛媛県エルピーガス協会四国中央支部
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	社団法人愛媛県電設業協会
災害時の歯科医療救護に関する協定	社団法人愛媛県歯科医師会宇摩支部
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社アクティオ四国支店
災害時等における車両用燃料等の優先供給に関する協定	愛媛県石油商業組合四国中央支部・JAうま
災害時等における支援協力に関する協定	株式会社ハローズ
災害時等における支援協力に関する協定	ダイキ株式会社
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	四国中央市建設業協会連合会
災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社
災害時における物資供給協力に関する協定	愛媛県森林組合連合会・宇摩森林組合・いしづち森林組合

◆ 海抜表示板の設置について

今後の発生が予想されている南海トラフ巨大地震による津波災害から命を守るため、日頃から地域の海抜を意識しておいていただくことを目的として、各公共施設などへの海抜表示や市内の電柱へ海抜表示板の設置を進めています。なお、この表示板に示している海抜は、表示板を見ている方の足元の高さを表示していますので参考としてください。

海抜表示板の設置につきましては、次年度以降も海岸部を中心に順次追加設置をしていく予定としていますので、設置をご希望される自治会などがありましたら、安全・危機管理課までご相談ください。また、詳細な設置場所をお知りになりたい場合についても、お問い合わせください。

